

# 令和7年度御殿場市路線バス及びタクシー燃料価格高騰分支援事業費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 市長は、市民生活及び経済活動の基盤となる地域公共交通網の維持を図るため、燃料価格の高騰による影響を受けている路線バス事業者及びタクシー事業者に対し、燃料価格の高騰分の一部について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、御殿場市補助金交付規則（昭和30年御殿場市規則第12号）及びこの要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う者をいう。
- (3) 事業計画 道路運送法第5条第1項第3号に規定する事業計画のうち、令和7年度に国土交通大臣に提出したものをいう。

## (補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、道路運送法第4条の許可を受け、御殿場市内にて路線バス又はタクシーを運行し、及び営業所を有する路線バス事業者又はタクシー事業者とする。

## (補助金の額)

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 路線バス事業者 事業計画における車両数に80,000円を乗じて得た額
- (2) タクシー事業者 事業計画におけるガソリン車の車両数に30,000円を乗じて得た額

2 補助金の交付は、1事業者当たり1回を限度とする。

## (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、令和7年度御殿場市路線バス及びタクシー燃料価格高騰分支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、令和8年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画の写し
  - (2) 市内を運行する路線バス車両又はタクシー車両の登録が確認できる書類
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適當と認めたときは、令和7年度御殿場市路線バス及びタクシー燃料価格高騰分支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）は、当該通知を受けた日から起算して30日以内に、令和7年度御殿場市路線バス及びタクシー燃料価格高騰分支援事業費補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定の取消し等)

第8条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部又は全部の返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が適當でないと認めたとき。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、補助決定者については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第5条関係）

令和7年度御殿場市路線バス及びタクシー燃料価格高騰分支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

御殿場市長様

所在 地

申請者 名 称

代表者名

令和7年度御殿場市路線バス及びタクシー燃料価格高騰分支援事業費補助金の交付を受けたいので、令和7年度御殿場市路線バス及びタクシー燃料価格高騰分支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画の写し
- (2) 市内を運行するバス車両又はタクシー車両の登録が確認できる書類
- (3) 市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

御殿場市長 勝 又 正 美 印

令和7年度御殿場市路線バス及びタクシー燃料価格高騰分支援事業費補助金  
交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和7年度御殿場市路線バス及びタクシー燃料価格高騰分支援事業費補助金について、交付を可と決定したので、令和7年度御殿場市路線バス及びタクシー燃料価格高騰分支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により次のとおり通知します。

交付決定額

円

様式第3号（第7条関係）

令和7年度御殿場市路線バス及びタクシー燃料価格高騰分支援事業費補助金請求書

令和 年 月 日

御殿場市長 様

所 在 地

請求者 名 称 印  
代表者名

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた令和7年度御  
殿場市路線バス及びタクシー燃料価格高騰分支援事業費補助金について、令和7年度御殿  
場市路線バス及びタクシー燃料価格高騰分支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、  
次のとおり請求します。

請求額 円

【振込先】

金融機関	銀行	本店
	金庫	支店
	農協	出張所
預金種別	普通	・ 当 座
預金口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

※ 請求者と口座名義人は同一とする。